

資料の情報と積文

二二・国鉄民営化

展示資料：行政改革に関する第3次答申 - 基本答申 -

請求番号：平25環境00001100

デジタルアーカイブ URL：<https://www.digital.archives.go.jp/item/3959811.html>

※デジタル化されていない資料のため、資料の目録情報が表示されず。

積文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください。

【積文】

行政改革に関する第3次答申

— 基本答申 —

昭和五七年七月三〇日

臨時行政調査会

(中略)

1 三公社の民営化、合理化

(1) 公社制度改革の必要性

ア 三公社は設立以降今日まで、国鉄は全国

的な客貨の輸送確保に、電電公社は電話の
積滞解消と全国自動即時通話化に、専売公
社は財政収入の確保に、技術水準の向上を
含めそれぞれ少なからぬ貢献をしてきた。

しかし、現状をみると破産状態の国鉄
はもちろん、他の2公社についても、企業
性が発揮されているとはいえず、その結果、
果たすべき公共性さえ損なわれがちであり、
公共性と企業性の調和を理念とした公社制
度に大きな疑問が生じている。

イ 公社制度がもつ問題点を端的に示せば、

第1は、公社幹部の経営に対する姿勢に
ついてである。国会及び政府による関与は、
事業実施における責任の所在をあいまいに
し、経営に対する安易感を生みがちである。

労使関係についても、現行制度の下では、経営者に当事者能力が十分に付与されていないこともあり、給与を自主的に定めることができず、その結果、他の勤務条件では安易な妥協を重ねることとなっている。

第2は、労働側においても労働権の制約等により、在るべき労使関係をつくり上げる努力にかけるところがある。決して倒産することのない公社制度の上に安住し、違法な闘争を行うなど、公社職員としての自覚、義務感の喪失さえ招いている。

第3は、公社に対する国民の過大な期待である。それはしばしば「国の機関」に対する「当然の要求」として現れるが、公社の経営に負担をかけ、効率性を阻害する要因となっている。

ウ 三公社の規模は、それぞれ余りに巨大である。また電電公社及び専売公社の事業は独占である。

巨大過ぎるための確な管理を行いにくくし、また、独占体であるため競争による自己制御のメカニズムの欠けていることが、責任ある経営と効率的経営を阻害している。

エ このような問題を解決するには、第1に、外部的制約と関与から解放し、第2に、経営の自主責任体制を確立し、第3に、労働の自覚を促し、第4に、労使双方を効率化と事業の新しい展開にまい進させ得る改革が必要である。

そのためには単なる現行制度の手直しではなく、公社制度そのものの抜本的改革を行い、民営ないしそれに近い経営形態に改める必要がある。その際、有効な競争原

理が機能し得る仕組みを同時に設定すべきである。

このようにして企業性、効率性を発揮させてこそ「公共性」は確保され、達成されるところを考える。

(後略)